環 備 一 3 7 4 令和6年6月27日

一般社団法人秋田県産業資源循環協会会長 平野 久貴 様

秋田県生活環境部長(公印省略)

産業廃棄物処理業に係る「許可申請書作成のための手引き」の 改定について(通知)

本県の廃棄物行政の推進については、日頃から御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年1月4日から自動車検査証が電子化されたことをきっかけに、 令和5年12月に「許可申請書作成のための手引き」を改定しました。

今般、この間に得られた知見や秋田県行政書士会からの御意見を踏まえ、別添のとおり産業廃棄物処理業に係る「許可申請書作成のための手引き」を改定することとしました。

つきましては、県公式ウェブサイトに掲載しますので、貴会会員へ周知してく ださるようお願いします。

(改定の概要)

- ○自動車検査証の電子化に伴う添付書類の変更 電子化された場合は、自動車検査証記録事項のみとする。
- ○外国人の住民票の記載に関すること外国人にあっては国籍等が記載されているものとする。

(掲載場所)

県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」

部署別一覧 - 生活環境部 - 環境整備課 - 産業廃棄物処理業者関係 - 産業廃棄物処理業者の許可取得について - 産業廃棄物処理業の許可申請について (各申請書リンク内)

【担当】

生活環境部環境整備課廃棄物対策チーム 電 話:018-860-1624 FAX:018-860-3835

E-mail: recycle@pref.akita.lg.jp